

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和6年1月末まで有効)			

生企第247号
(刑企、交企、備一)
令和5年11月15日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

年末における特別警戒取締りの実施について

年末に発生が懸念される各種犯罪や飲酒運転による交通事故等を未然に防止し、県民の日常生活の安全と平穏を確保することを目的として、年末における特別警戒取締りを下記のとおり実施することとしたので、各所属にあっては、期間中の実施体制を確立し、各種活動の強化を図るとともに、安全・安心を実感できる青森県の実現に向け、事件・事故の抑止に努められたい。

記

1 特別警戒取締り期間

令和5年12月13日（水）から令和5年12月31日（日）までの19日間

2 活動重点

- (1) 強盗事件等各種犯罪の未然防止及び街頭警戒活動の強化
- (2) 交通死亡事故の抑止及び飲酒運転の根絶に向けた取組の強化
- (3) 暴力団排除活動等の積極的な推進
- (4) テロ等重大事案の未然防止

3 活動重点別実施事項

別紙1のとおり

4 県下一斉特別警戒日

- (1) 実施日

令和5年12月13日（水）

- (2) 実施要領

犯罪や事故を防止するための街頭警戒及び広報活動については、各警察署管内の人出や交通量が多くなる時間帯・場所を選定し、自治体関係者、防犯及び交通

指導隊、ボランティア等と連携し実施すること。

なお、青森、八戸及び弘前警察署に対しては、本職及び青森県公安委員会委員長等による督励を実施する予定である。

5 金融機関等立ち寄り

各警察署にあっては、管内の金融機関、コンビニエンスストア、ぱちんこ景品買取所などに立ち寄り、防犯診断・指導、防犯機器の点検、店舗内外のパトロール等を実施し、強盗事件等の未然防止を図るとともに、特殊詐欺の未然防止対策として、無人A T M設置場所における広報啓発活動や、金融機関に対する利用客への積極的な声掛けの徹底等の協力依頼を実施すること。

6 留意事項

(1) 受傷事故防止の徹底

夜間の街頭活動の増加が予想されることから、各種装備資機材を有効活用し、受傷事故防止に努めること。

また、活動に従事する自治体関係者、ボランティア等の受傷事故等の防止についても配意すること。

(2) 適切な市民応接の推進

警戒活動及び取締りの現場において、不用意な言動により誤解を招いたり、紛議が生じないよう、言葉遣い、態度、服装等に配意した適切な市民応接に努めること。

7 報告

- (1) 本期間中の活動結果については、別紙2により下記担当宛てにメールにて報告すること。報告期限は令和6年1月12日（金）の勤務時間内とする。
- (2) 本期間中の好事例、効果的事例については、その都度申報すること。

担当：生活安全企画課

犯罪抑止対策係

※ 別添は省略